

全労済協会だより

vol.39

CONTENTS

- 「地域社会研究会」報告(第5回)..... 1
2009年9月からスタートした「地域社会研究会」(第5回)の概要をご紹介します。今回は、山重明委員(株式会社ノーザンクロス代表取締役)からテーマ「地域活動事例」の報告を受けて、各委員との間で質疑応答が行われました。
- 客員研究員による研究報告会を開催..... 4
- スキルアップ研修会開催 ~第4回目のテーマは「企業年金」~... 4
退職準備教育研修会の受講者サポートネットワーク会員に対するフォローアップ企画として、「スキルアップ研修会」を2月22日(月)に開催しました。
- 2010年春期退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)開催のお知らせ..... 5
- 全労済協会からのお知らせ..... 5
●当面のスケジュール
- コラム「暮らしの中の税金⑧」..... 6
当協会の「退職準備教育研修会」講師の税理士 関口邦興氏から、平成22年度税制改正について解説をしていただきました。
- 研究員の書棚から..... 7
『年金問題の正しい考え方 福祉国家は持続可能か』(盛山和夫著 中公新書)
- 全労済協会統合5周年記念事業のお知らせ..... 8
「いま、地域を考える」をテーマに、記念講演会およびシンポジウムを開催します。

「地域社会研究会」報告(第5回)

全労済協会の調査研究活動の一環として設置している「地域社会研究会」の第5回研究会を2月15日(月)に開催しましたので、議事の概要をご紹介します。今回は、山重明委員(株式会社ノーザンクロス代表取締役)より報告があり、当該報告に基づいて各委員との間で質疑応答が行われました。

- ▶ 第5回研究会(2010年2月15日(月)開催)
(主な議題) ● 委員報告「地域活動事例発表」 山重明委員

【山重明氏のプロフィール】

▶ 株式会社ノーザンクロス代表取締役。
1959年北海道常呂郡辺蘂町(現北見市)出身。北海道大学経済学部経営学科卒業後、北海道東北開発公庫、(社)北海道総合研究調査会、行革推進全国フォーラム・行革国民会議事務局などを経て、1987年7月に株式会社ノーザンクロスを創立。都市・地域のまちづくりコーディネーターとして北海道を中心に活動。2008年10月、新しい北海道マガジン「カイ」を創刊。北海道の魅力と価値を発掘し、全国に発信している。

山重委員報告の概要

私の会社は北海道全域を活動の範囲としていますが、他の委員の皆さんのように特定の地域に足場を置くというよりは、道内の様々な地域におけるまちづくり活動を支援する活動を行っております。弊社はいわば「総合まちづくり業」の会社で、「都市再生まちづくり事業」「タウンマネジメント事業」「シンクタンク事業」「地域遺産トラスト事業」「出版・広報事業」「まちづくり連携事業」を手掛けています。今日は、弊社において比較的長期にわたり取り組んできた

事例を3件ご紹介いたします。弊社は、地域住民、民間セクター、および公共セクターの全てを繋ぐこと、すなわちパートナーシップを基本として、どこの地域でも活動しております。

1.都市再生マネジメントの活動事例～札幌市苗穂地区

札幌駅の一駅隣に苗穂という駅があります。この苗穂地区はサッポロビール発祥の地、すなわち日本におけるビールの発祥の地です。豊平川が育んだ豊かな土壌と豊富な

地下水に恵まれた地域です。明治政府の殖産興業政策の最も先導的な地域の一つであり、サッポロビールや雪印乳業など、北海道を代表する企業・産業が明治の初期から中期にかけてここで生まれました。今では「サッポロビール園がある場所」と説明した方が分かり易いかもかもしれません。しかし、昭和40年代以降の産業・都市構造の変化に伴い、この地区に立地していた産業のほとんどが郊外に移転し、20年ほど前にはサッポロビールまでもがこの地での製造を止めてしまうなど、空洞化が非常に深刻な状況でした。そこで、町を再生していこうということで20年ほど前に住民運動が起きました。現在は「苗穂駅周辺まちづくり協議会」という住民団体が主導しております。

苗穂地区は、開拓期からいろいろな産業が行われてきましたが、現在は「産業遺産」が沢山存在します。遺産になっているのが悲しいところではありますが、見方を変えてこのような遺産をどのようにうまく活用していくかということが、苗穂のまちづくりの一貫したテーマです。そこで、住民が主体となって「苗穂産業遺産マップ」「まちづくりニュース」「まちづくり掲示板」などの作成を推し進めました。また、サッポロビール工場が移転する際には、サッポロビール側から「土地の跡地を利用して商業施設を開発したい」という提案が地域住民に寄せられ、当該プランを地域住民、サッポロビール、商業施設業者の3者間で協議するという事まで行いました。

こうした活動を住民の方々と20年間一緒にやってこられたポイントはいくつかありますが、最も重要なのは、地域の価値を再認識することです。地域住民は、自分の町のことを実はあまりよく知らなかったりします。苗穂では、住民が主体となって、住民が情報の出し手であり受け手でもあるというくらい情報を発信し続け、それが地域の価値の見直しや機運を高めることとなりました。また、住民協議会の初代会長の「まちづくりというのは、始まりはあるが終わりはない」という言葉は非常に示唆に富んでいます。まちづくりとは、何かを作るためのものではなくて、町を次の世代へと受け継いでいくための活動なのだという精神は、現在も受け継がれています。

2. 農村地域経営マネジメントの活動事例～上川郡美瑛町

北海道には、丘の景観が非常に美しい美瑛町というところがあります。北海道に住んでいる人でさえも、ここはひと味もふた味も違うと感じるくらい美しい風景です。美瑛町の面積は東京23区より若干広いぐらいですが、人口はわずか1万人という農業の町です。もともとは観光をそれほど重視していなかったのですが、前田真三さんという写真家が美瑛の風景を作品として紹介したり、丘の風景が様々な企業のテレビCMに使われるようになって、観光客が多

く訪れるようになりました。当初、農業の人たちは観光に対してあまり良い印象を持っていませんでしたが、そのような美しい風景や景観が求められる時代になったことや、農地によって構成されているという特徴のある景観が観光資源になっているということを改めて認識して、いろいろな活動に取り組んできた次第です。

2005年に美瑛町に事務局を置いて設立されたのが「日本で最も美しい村」連合です。「美しい村」連合とは、もともとはフランスが発祥の運動です。ヨーロッパでもかつては農村地域の文化・景観の存続が危機に瀕しており、それを国民全体あるいは社会全体の財産として保存していこう、そのためにまず地域から運動を起こそう、という趣旨で始まりました。美しい景観や美しい伝統文化を、地域経営の資源として活用していこうという理念が共有されています。

美瑛の美しい農村景観は最大の財産だという認識は、町のみなが共有していますが、最初のうちは、行政や農協や観光協会や商工会などがばらばらに活動していました。そこで、連携プラットフォームとして「びえい農観学園」というNPOを立ち上げました。まず連携のための受け皿(NPO)を作り、とりあえずみんな土俵に乗せて、美しい丘の景観を守るために何か始めようということで動き出したのが、このスキームです。自分たちの町の財産を守るという目的を共有化してプロジェクトを進めていくと、今までばらばらだった団体も次第に一緒にいろいろなことをやり始めるようになりました。

3. 地域価値創造マネジメントの活動事例～北海道遺産運動

最後に紹介するのは、「北海道遺産運動」という、13年ほど取り組んでいる活動です。北海道の人たちの中には自分たちの地域についてネガティブなことばかり言う人がいて、私はあまり感心しません。一方で、道外の人たちには、北海道という地域はものすごく魅力や価値があるように映るわけです。私は、横石委員の「北海道を飛行機の上から見ると、全部売り物に見える」という言葉が非常に印象に残っています。北海道民が自分たちの地域の魅力を認識していないことが問題なので、それを掘り起こしていこうというのが、北海道遺産運動の趣旨です。道民の皆さんに「北海道の宝物を提案してください」と呼び掛けたところ、第一次募集では1万6千件、第二次募集では9千件もの応募・提案がありました。その中から合計52件を選定したわけですが、我々にとっては、2回の募集で合計2万5千件もの提案があったという事実が非常に重要でした。選ばれた52件の北海道遺産だけではなく、ご提案いただいた様々な地域文化遺産についても、全部データベース化して、現在も様々なプロモーション活動を支援

しています。

また、北海道遺産運動を通して見出した、あまり知られてはいないけれども非常に魅力的で奥が深いような文化的な事象を紹介するため、私の会社では『カイ』という北海道情報マガジンを一昨年から刊行しています。雑誌にして全国の書店で販売することにより、全国に情報発信しようとするものです。こうした活動を通して、「地域の宝物」についてもう1回見直し、それらを活用していろいろな活動を起こそうとする人たちがどんどん増えてきていることは、我々としても勇気付けられます。これを50年ぐらい続ければ結構大きな波になってくれるだろうと思っていて、この運動を次世代にどうやって引き継いでいくかが今後の一つの大きなテーマです。

4.最後に―地域マネジメントの問題とは

この20数年間、北海道というフィールドで、都市、農村、山村、漁村、いろいろな地域の人たちといろいろなことをやってきました。その中で感じた最も基本的な問題は、いわゆる「わがまち意識」が非常に空洞化していることです。どんなに外からいろいろな提案をしたところで、地域住民が主体性を持って「自分たちの町を何とかしないとイケない」と考えなければ、何も動かないということがはっきりしました。

質疑応答(抜粋)

■Q.山重さんはその地域に縁がなかったにもかかわらず、どのようなきっかけで地域づくりに参画していったのか。

■A.苗穂については、たまたま苗穂地区のまちづくり運動を始めた人が知り合いだったことによる。美瑛町については、JR東日本と3年ほど提携したプロジェクトが結構うまくいったことから、今度はJR北海道と一緒に北海道全土を回って提案したところ、唯一乗ってくれたのが美瑛町であった。まさに人の縁であるといえる。

■Q.まちづくりに関わる団体として、株式会社という形態をどのように考えているか。

■A.日本の社会は「株式会社は営利目的」「公益法人は非営利目的」と区別したがるが、株式会社だから営利を追求しなければいけないということは会社法にもどこにも書いていない。利益を社会に還元するということについて株主なり利害関係者なりの合意が得られていれば、組織形態は問題ではないと考える。ただし、営利・非営利を問わず、自活していただけるだけの収益源はやはり必要である。

■Q.山重さんの会社の人員規模および主な収益源は何か。

美瑛町のケースでは激論を交わすくらい徹底的に討論しましたが、それぐらいやらないと、なかなか物事は進みません。また、北海道においてもう一つ問題になっているのは、「補助金」です。補助金を貰うこと自体が目的化している。補助金はあくまで補助的なものであり、補助金が主になった瞬間に、失敗したら最後は役所が面倒見てくれるさ、という意識に墮してしまいます。

基本はやはり「地域価値」を磨き上げることにあります。上記3件の事例いずれもそうでしたが、自分たちの地域の情報を自分たちで拾って自分たちに還元するという地道な活動が、ローカルメディアとして非常に重要になります。また、ローカルビジネスを地域でどのように運営していくかというときに一番課題となるのは、やはり人材です。地域のビジネスを立ち上げるというスキルを持った人材は本当に少ない。人材を育てるプロセスが日本の社会にはこれまで存在しなかったこともあるのですけれども、やはり人材を育てていかなければなりません。北海道は素材は沢山あるわけですから、これからは地域を担う人材をどれだけ育ててビジネスを立ち上げていくか、これが現在の私の最大の関心事です。

■A.現在の社員数は20名。現在年商は2億円強だが、一つ一つの事業の単位が非常に小さいこともあり、収入項目は多様で、何が柱と聞かれると非常に難しい。これはまさに地域づくりの多様性を現しているとも言える。経営者としての本音は、何か安心できる柱が欲しいと思う。

■Q.社員が独立するケースはあるのか。

■A.ある地域のプロジェクトに携わり、そのままその地域に定着するという形で独立する人は結構多い。

■Q.人材育成についてどう考えているか。

■A.ソーシャルビジネスやローカルビジネスの担い手は、実践の場でしか育たないのではないかと思う。具体的に地域のニーズや課題とぶつかって、そこから何らかのプロジェクトを自分なりに生み出して事業化していくというプロセスを地域の中で実際に経験しないと、理論だけではなかなか育たない。例えば、幾つかの地域が連携してトレーニングの場を作って、そこで育った人たちが地域に赴くという仕組みが必要ではないかと考えている。

■Q.今後の課題あるいは展望についてお伺いしたい。

■A.北海道は、将来の基幹産業として農業をもっとしっかりと育てるべきだ。観光だけでは難しい。農業が育てば、

他の産業も必ず育つ。かつて大規模専業農家だけを優遇した結果、それ以外の中小規模の農家が駄目になってきている。地域経営の観点から考えると、遊休農地や耕作放棄は非常にもったいない。現在は、

中小規模でも農業ビジネスが十分成立する時代になってきているので、それらをうまく活用していけないかと考えている。

(文責：調査研究部)

客員研究員による研究報告会を開催

3月4日、当協会客員研究員2名による研究報告会を開催し、20名が参加しました。

まず、千々松愛子客員研究員(内山アンダーライティング研究員)からは「被保険者による解除請求」について報告され、改正前商法では規定がないが、保険法では死亡保険契約と傷害疾病定額保険契約について、一定の事由が生じた場合には、被保険者が保険契約者に対して当該契約の解除を請求できるとしたこと。「一定の事由」とは、故殺や詐欺の重大事由がある場合、被保険者の保険契約者等に対する信頼を損ない契約存続を困難とする重大事由がある場合、親族関係の終了その他の事情により契約同意の基礎とした事情が著しく変更した場合、等であることが報告されました。なお、保険契約者は被保険者から解除請求を受けたときは当該契約を「解除することができる」と定められているが、保険契約者の任意解除権の定めとの関係や当該規定の性質から、強行規定であること。被保険者による解除請求に対して保険契約者が解除を怠っているときは、判決による意思表示の擬制、または保険者による重大事由解除により、対応することができる旨の説明が行われ、意見交換が行われました。

また、桜沢隆哉客員研究員(早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程)からは「傷害保険契約と事故要件」と題して、平成19年の次の3つの最高裁判決等の報告が行われ、①被保険者はパーキンソン病に罹患し嚥下

機能が十分でないところ、餅を喉に詰まらせて窒息した事案では、外来性とは「被保険者の身体の外部からの作用による事故をいう」とし(次の2つの判決でも同じ)、餅を喉に詰まらせたことを外部からの作用による事故に当たるとした。②被保険者が知的障害者施設で入浴中、監視・介護を行う施設職員が浴室を離れていた間に持病のてんかん発作を起こし溺死した事案では、「作為義務を負担する者の不作為」は「被保険者の身体の傷害の主要な原因となり得る」とし、外来の事故に当たるとした。③狭心症を罹っていた自動車保険被保険者が三叉路で直進し溜池に転落、死亡した事案では、「被保険者の疾病によって生じた運行事故もこれ(外来の事故)に該当する」としたことなどが紹介され、立証責任の所在なども含めて意見交換が行われました。

▶ 次回客員研究員報告会・判例研究会のお知らせ

- 日 時：4月23日(金) 14:00～16:30
- 場 所：全労済協会会議室(JR新宿駅南口徒歩5分)
- テーマ：①「無催告失効条項に関する平成21年9月30日東京高裁判決の概要と論点について」
桜沢隆哉客員研究員
②「同判決の問題点について」
西嶋梅治法政大学名誉教授
- 参加費：1,000円
- 申 込：「所属・役職・氏名・連絡先電話番号」を明記の上、全労済協会調査研究部宛までFAXください。
FAX番号：03-5351-0421
- 締切日：4月19日(月)

スキルアップ研修会開催 ～第4回目は「企業年金」～

全労済協会では、退職準備教育研修会の受講者サポートネットワーク会員に対するフォローアップ企画として、「スキルアップ研修会」を2月22日(月)に開催しました。

第4回目は「企業年金の現状と課題」をテーマに、講師には、勤労者・労働組合の立場から、金融・年金の専門家として「企業年金」の制度移行や新規導入設計に対する相談、アドバイ

ス、セミナーなどを実施されている、NPO法人 金融・年金問題教育普及ネットワーク代表理事の宮本一弘さんをお迎えし、経験豊富な事例を交えながら教えていただきました。

当日は労働組合の役員・担当者など27名が参加し、まず、内部講師より「公的年金の全体像」「企業年金の制度としくみ」の講義、続いて、宮本氏より「企業型確定拠出年金制度(DC)の課題と活用」について、企業年金を取り巻く環境が大変厳しい現在における、労働組合の積極的な関与の重要性の観点から以下9つのポイントを挙げて解説がありました。参加者は熱心に聴き入り、企業年金に関する理解を深める研修会となりました。

《9つのポイント》①DCの基本的仕組み ②DCの運用実態 ③経営環境の変化と企業年金 ④制度移行と設計の

基本的考え方 ⑤マッチング拠出 ⑥運用商品の選定 ⑦継続教育：何を、どう教えるべきか ⑧投資教育の限界と対策：“投資無関心層”“投資嫌悪層”の存在と対策 ⑨(企業型)DCの今後の課題と展望

【参考資料のご紹介】

詳しくはホームページをご参照ください <http://kinyunenkin.jp/>

◇『労働組合のための「退職金・企業年金制度移行対応ハンドブック」』

◇『働く人のための「ライフプランニングと企業年金の活用ハンドブック」』

(NPO法人 金融・年金問題教育普及ネットワーク発行)

《受講者サポートネットワーク》とは、退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)受講者のアフターフォローとして、継続的な情報提供や研修会開催など、受講後も引き続きスキルアップや会員同士の交流をめざして活動しています。

「10年春期退職準備教育研修会」開催のお知らせ

6月14日(月)～15日(火) 全労済本部会館にて開催します。

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたインストラクター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)」を開催しています。

〈研修会の概要〉

- 日 時 2010年6月14日(月)10時～15日(火)16時
- 場 所 全労済本部会館12階会議室
渋谷区代々木2-12-10
(JR新宿駅南口より徒歩5分)

- 対象者 産別・単組・支部等の役員・担当者
インストラクター・コーディネーター希望者

●カリキュラム予定

- 「実りあるセカンドライフをめざして」 ●「公的年金」「雇用保険(失業給付と受給手続き)」 ●「事例報告(活動事例紹介)」 ●「退職者と税金」 ●「セカンドライフの生活経済」「退職と医療保険」

- 参加費 資料代 2,000円

〈お問い合わせ・お申し込み先〉

全労済協会 調査研究部 (TEL 03-5333-5126)

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 など
4月5日(月)	第13回「希望のもてる社会づくり研究会」開催	報告書のとりまとめについて
4月20日(火)	第2回運営委員会	2010年度事業計画(案)など
4月26日(月)・27日(火)	第7回「地域社会研究会」開催	徳島県上勝町の現地視察
5月15日(土)	東京フォーラム・記念講演会「地域と防災」	於：九段会館(東京都千代田区九段南1-6-5)
5月19日(水)	第29回評議員会	2010年度事業計画(案)、2010年度収支予算(案)
5月22日(土)	福岡フォーラム・記念講演会「地域と協同」	於：都久志会館ホール(福岡県福岡市中央区天神4-8-10)
5月24日(月)	第124回理事会	2010年度事業計画(案)、2010年度収支予算(案)
	東京フォーラム・シンポジウム「地域と活性化」	於：全労済ホール スペースゼロ(東京都渋谷区代々木2-12-10)
6月7日(月)	福岡フォーラム・シンポジウム「地域と活性化」	於：アクロス福岡 国際会議場(福岡県福岡市中央区天神1-1-1)

過去最大規模の総額92兆円となる2010年度政府予算が平成22年3月24日に成立し、併せて平成22年度税制改正法律も成立しました。個人に関わる主な税制改正項目は、次のとおりです。

Q1.新しい税制調査会の設置等がありました。平成22年度税制改正の基本的考え方を教えてください。

A1.税制改正大綱に「平成22年度税制改正の考え方」が、次のとおり記載されています。

鳩山政権では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。

こうした取組の第一歩として、平成22年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じます。

Q2.子ども手当などの創設に伴い、扶養控除はどのように改正されますか。

A2.子ども手当などの創設に伴い、扶養控除の一部廃止・縮小について、①～③のとおり住民税とあわせて改正されます。

- ①年少扶養親族（16歳未満）に係る扶養控除38万円（住民税33万円）が廃止されます。
- ②特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、16歳以上19歳未満に係る扶養控除の上乗せ部分25万円（住民税12万円）が廃止され、扶養控除額が38万円（住民税33万円）と改正されます。
- ③上記の年少扶養親族（16歳未満）の廃止に伴い、同居特別障害者控除の額が40万円から75万円（住民税30万円から53万円）に改正されます。
適用時期は、平成23年分以後の所得税について適用されます（住民税は平成24年度分以後）。

Q3.平成24年の介護医療保険料控除創設に伴い、各保険料控除はどのようになりますか。

A3.介護医療保険料控除の創設に伴い、生命保険料控除を改組し、次の①～③までの各保険料控除の合計額が12万円（住民税7万円）に改正されます。

- ①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）のうち、介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする主契約等の支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額

4万円（住民税2万8千円）の介護医療保険料控除が設けられます。また、新契約に係る一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額は、各4万円（住民税2万8千円）となります。

- ②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）については、従前の一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額は、各5万円（住民税3万5千円）となります。

- ③新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ、新契約は上記①により、旧契約は従前の計算式により計算した金額の合計額4万円（住民税2万8千円）が適用限度額となります。
適用時期は、平成24年分以後の所得税について適用されます（住民税は平成25年度分以後）。

Q4.贈与税の住宅取得等資金の特例の拡充について教えてください。

A4.直系尊属（父母、祖父母、曾祖父母）から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡充されます。

非課税限度額（現行500万円）は、平成22年中に贈与を受けた人1,500万円、平成23年中に贈与を受けた人1,000万円に拡充されます。

現行は、贈与を受けた人の所得制限がありませんでしたが、平成22年および平成23年の贈与では合計所得金額2,000万円以下の制限があります（平成22年中は現行制度との選択が可能です）。

一方、相続時精算課税における住宅取得等資金の贈与1,000万円の上乗せ分の特例は廃止されます。贈与者である親の年齢制限なしの特例は、適用期限が2年延長されます。

Q5.ガソリン税等の暫定税率・たばこ税などは、どのように改正されましたか。

A5.ガソリン税および軽油取引税に係る10年間の暫定税率は廃止されますが、当分の間、現在の税率水準を維持することとされています。

たばこ税については、1本当たり3.5円（国と地方それぞれ1.75円）の税率引上げが実施されます。税率の引上げにより、過去の実績から1本について5円程度の価格上昇となり、適用時期は平成22年10月1日からとなります。なお、租税に関する罰則（国税関係）が強化され、脱税犯は10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金または併科、源泉所得税不納付犯は10年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科の改正等があります。

（監修：税理士 関口邦興）



研究員の書棚から 『年金問題の正しい考え方—福祉国家は持続可能か』

(盛山和夫著 中公新書)



公的年金制度に再び関心が集まっている。いくつか理由が考えられる。第1に、昨年秋に発足した新政権が、年金制度改革の方向性として「一元化」「所得比例」「最低保障」等の骨格を示し、3月8日には鳩山総理をはじめ関係閣僚で構成される「新年金制度に関する検討会」が設置され、年金制度改革の本格的な検討が始まったこと。第2に、「ねんきん特別便」に続き、昨年4月から、

「ねんきん定期便」が国民年金、厚生年金被保険者の誕生日に送られ始めたこと。第3に、本年1月に社会保険庁の後を継いで非公務員型の日本年金機構が発足し、公的年金制度の信頼回復に向けて一層の取り組みを進めていること、など。

一方、国民年金 第1号被保険者の保険料納付率は昨年12月末現在で58.8%となり、前年同期を1.9%ポイント下回った。第1号被保険者全体の約1/4の保険料全額免除者を除いて、納付率が6割程度と低迷が進んでいる現状は公的年金制度への国民の不信を示すものと言える。

この一因には少子高齢化が進む中で、賦課方式を採用する公的年金制度は、保険料負担(および税財源)の増加または保険給付の抑制が避けて通れないことがあげられる。

そのような中で、本書はプロローグで2004年改正の評価すべき点とその限界について指摘した上で、第1章では「年金に加入するのは損か得か」という問題提起から始める。

国民年金では、障害基礎年金や遺族基礎年金の保障があることを別にしても(約200万人がこれらの受給権を取得し、国民年金支給総額の1割近い年間約1兆5600億円が170万人余に支給され、国民生活を支えている)、著者は40年間分の保険料納付額と平均余命を生存した場合の老齢基礎年金の受給総額を比較した場合を、単純平均、利子率(内部収益率)、終身年金の特性、経済変動に対するリスクヘッジなど、様々な観点から考察し、年金に加入した方が本人の得になると結論付ける(なお、厚労省の説明でも、2016年以降、賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%等を前提として、2000年生まれで受給総額は約1.5倍と説明されている)。

また、厚生年金についても、個人負担分の保険料総額(40年加入を想定)と本人の老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給総額を比較した場合、およそ年収600万円以下の人にとっては国民年金より有利であり、保険料負担なしで第3号被保険者の老齢基礎年金額が加算される専業主婦世帯モデルではさらに有利と結論付ける。

ところで、年金制度を損得論から考えることに対して、否定的な見方もある。つまり、その共同連帯の仕組み、共助の精神に似つかわしくない議論だとする意見である。しかし、著者も言うように、年金制度に関する議論が既に個人の損得勘定に結び付けて受け止められ、かつ、損だとする疑念も広がっている現実から出発することが大切なのは全くその通りだと言える。そして、公的年金制度が崩壊しない限り、税財源の工夫などにより、本人が損をしない制度設計は可能であるとの説明が展開される。

そしてこれらをふまえて、世帯主などの保険料連帯納付義務や、国税滞納処分の例による処分が法定されているが、年金加入が本人の得になることをより強調しつつ、「社会的参加」としての年金加入の意義を説明するべきではないかと言う。いわば、「権利(国民年金に加入する権利)の上に眠る者は保護に値せず」という逆転の発想が示されているのだ。

また、「相対的年金水準」(「所得代替率」と同じ概念)について、その維持のために現役と高齢者とのそれぞれの公平な負担こそが重要なのであり、所得代替率50%にこだわることへの批判が展開される。もともと今では、この50%が専業主婦世帯モデルの新規裁定時の話であり、68歳以降の既裁定者やこの専業主婦世帯モデル以外のモデルにおいては意味をなさないこと、さらにもはや専業主婦世帯モデルが世帯の多様性を代表しないことなどが明らかとなっている。

そうすると、最後に残るのは、本当に公的年金制度は崩壊しないか、ということになる。

著者は1973年が福祉元年と謳われた当時、全く持続不可能な老齢年金の大盤振る舞いが政治的背景から行われたことを、公的年金制度に対する不信の始まりと指摘する。そして、終章において、安心して信頼できる年金制度であるためには、次の4点が基準とされるべきであると主張する。

- ①持続可能であること。
- ②それぞれの世代内では同一拠出に対して同一の給付が対応すること。
- ③異なる世代のあいだで、相対的年金水準ができるだけ一定に保たれること。
- ④将来の拠出と年金給付水準が人口や経済の変化に応じてどう決まるか、明確で確実な予測が提示されていること。

本書は2007年6月に発行されたが、その指摘は今なお貴重な示唆を数多く含んでいる。むしろ本格的な年金制度改革議論がよいよ現実のものとなろうとしている今こそ、著者の問題提起を正しく受け止める必要があると言える。

現政権の進めようとする年金改革議論を国民的な議論として広く展開する上で、本書が提起した論点がいかに深められ、国民的合意の形成を通じて、言葉の真の意味での「100年安心プラン」として確立されることを強く望みたい。

(文責：西岡秀昌)

入場無料

全労済協会統合5周年記念各イベントお申し込み受付開始!

◎「いま、地域を考える」をテーマに、記念講演会およびシンポジウムを開催します。

全労済協会は、2004年6月に全国労働者福祉・共済協会と全国勤労者福祉振興協会が統合して、2009年度(2009年6月1日～2010年5月末)で統合5周年を迎えました。統合5周年の記念イベントとして、「希望のもてる社会づくり—いま、地域を考える」をテーマに東京・福岡でフォーラムを開催いたします。参加ご希望のかたは、「全労済協会ホームページ」よりお申込みください。なお、参加は無料です。

東京フォーラム

▶ 記念講演会『地域と防災』 参加募集700名

- 日時 2010年5月15日(土) 13時～16時
- 会場 九段会館ホール(東京/九段下)
- 講演「大規模災害にどうやって備えるか～二度の地震の経験から～」
泉田裕彦氏 新潟県知事(中央防災会議委員)
- 鼎談「どうすすめるか、これからの地域防災」
中井 治氏 内閣府防災担当大臣(国家公安委員長)
泉田裕彦氏 新潟県知事(中央防災会議委員)
古賀伸明氏 連合(日本労働組合総連合会)会長

〈司会〉 中川和之氏 時事通信社防災WEB編集長

▶ シンポジウム『地域と活性化』 参加募集400名

- 日時 2010年5月24日(月) 13時～17時
- 会場 全労済ホール/スペース・ゼロ(東京/新宿)
- 講演「地域現場から描くソーシャルデザイン」
木村俊昭氏 小樽市副参事(元農水省・企画官)
- パネルディスカッション「地域力の創造に向けて」
〈コーディネーター〉
岡崎昌之氏 法政大学現代福祉学部教授

〈パネリスト〉

地域分野で活躍するスペシャリスト4名

福岡フォーラム

▶ 記念講演会『地域と協同』 参加募集600名

- 日時 2010年5月22日(土) 13時～17時
- 会場 都久志会館ホール(福岡市/天神)
- 講演「地域の自立と再生」
片山善博氏 慶應義塾大学法学部教授
- 鼎談「どうつくるか、新しい地域コミュニティ」
辻元清美氏 国土交通省副大臣
片山善博氏 慶應義塾大学法学部教授
笹森 清氏 労働者福祉中央協議会会長

〈司会〉

升谷 昇氏 時事通信社編集委員

▶ シンポジウム『地域と活性化』 参加募集300名

- 日時 2010年6月7日(月) 13時～17時
- 会場 アクロス福岡/国際会議場(福岡市/天神)
- 講演「地域現場から描くソーシャルデザイン」
木村俊昭氏 小樽市副参事(元農水省・企画官)
- パネルディスカッション「地域力の創造に向けて」
〈コーディネーター〉
岡崎昌之氏 法政大学現代福祉学部教授

〈パネリスト〉

地域分野で活躍するスペシャリスト4名

●上記のプログラムの内容および出演者については、諸般の事情により変更となる場合があります。

5周年記念の各イベントへの参加 申し込みは全労済協会ホーム ページで受け付けています

参加無料



全労済協会

検索

<http://www.zenrosaikyukai.or.jp>

▶お申し込みいただいた方には、メールで「参加証」を返信させていただきます。「参加証」は印刷して当日、会場にご持参ください。

▶各イベントのお申し込み受け付けの締切りは、それぞれ開催日の3日前までとさせていただきます。ただし、それ以前に応募者が定員に達したときは、その時点で申し込み受け付けを締切とさせていただきます。

全労済協会だより vol.39 2010年4月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 西岡 秀昌

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyukai.or.jp>